

岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業を令和8年4月1日から始めます

在宅の医療的ケア児等の看護又は介護を行う家族の負担の軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する、「岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業」を始めます。

Q この事業の対象者は？

- 以下の全てに該当する医療的ケア児等の家族が対象です。
- 岩国市内に住所を有し、かつ居住の実態があること
 - 出生の日から20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること
 - 在宅で保護者による看護又は介護及び医療的ケアを受けて生活していること
 - 医療的ケアに係る訪問看護の提供を受けていること



訪問看護師



医療的ケアの必要な児童等の見守り

Q 利用可能時間は？

1年度あたり48時間まで。

※年度途中の利用申請の場合、利用決定月から翌年3月までの残月数×4時間となります。

Q 自己負担金は？

本事業の利用にあたって、自己負担金はありません。
なお、所得による利用制限もありません。

Q 申請方法を教えてください

利用されている訪問看護事業所経由で申請いただくこととなりますので、訪問看護事業所とよくご相談ください。

問い合わせ先 岩国市障害者支援課
(0827) 29-2522



本事業に関する情報はこちら